

第869-11号

収 受

令和 -5.6.29

吹田市
環境保全指導課

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2023年 6月 28日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府吹田市南吹田4-19-5

氏名 (株)ダスキン 大阪中央工場
工場長 高山 弘幸

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6378-5000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)ダスキン 大阪中央工場
事業場の所在地	大阪府吹田市南吹田4-19-5
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

別紙1, 2のとおり

①事業の種類

②事業の規模

③従業員数

④産業廃棄物の一連
の処理の工程

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】	別紙 1, 2 のとおり	
②計画	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・フィルタープレスろ布交換の定期的な実施及び圧搾膜改良により含水率を減少させる。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、フィルタープレスのメンテナンス（ろ布交換の定期的な実施等）により、含水率を減少させる。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・電子マニフェスト導入業者、再資源化等の処理が可能な業者（有価売却を含む）、優良認定を取得業者を選定し、契約を締結。
②計画	(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者に対しては、可能な限り、処理状況の確認を現地で行う。 ・業者選定に当たっては、優良認定処理業者を選定する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2 (廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	78 : 洗濯業
②事業の規模	工場売上金額 : 904百万円
③従業員数	308名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり (工程フロー1・2・3)

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等、別紙を参照)

別紙のとおり【管理体制図】

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底による廃棄物の削減、リサイクル化の推進を実施。 ・廃水処理設備の修繕を計画的に実施。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、分別を推進し、可能な限り排出量を削減する。 ・工程内のリサイクル推進、発生抑制を考慮した方法を検討する。 ・引き続き、廃水汚泥の脱水効率を高めていくとともに、廃水処理設備の更新・修繕を実施していく。

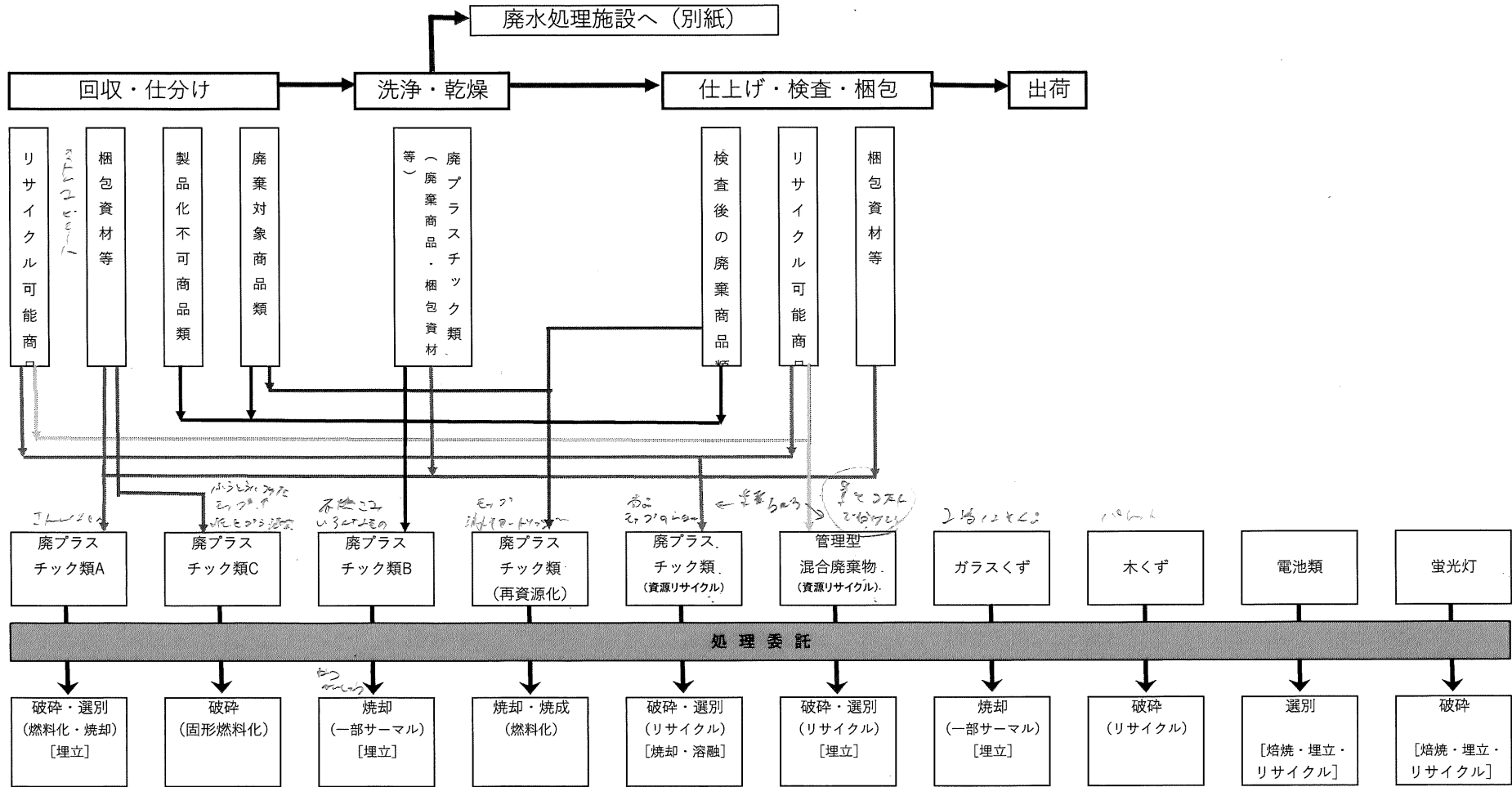
4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な廃棄物分別教育の実施。 ・処理ルール別に分別、保管をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、定期的な廃棄物分別教育の実施。

発生工程フローシート

令和4年度実績

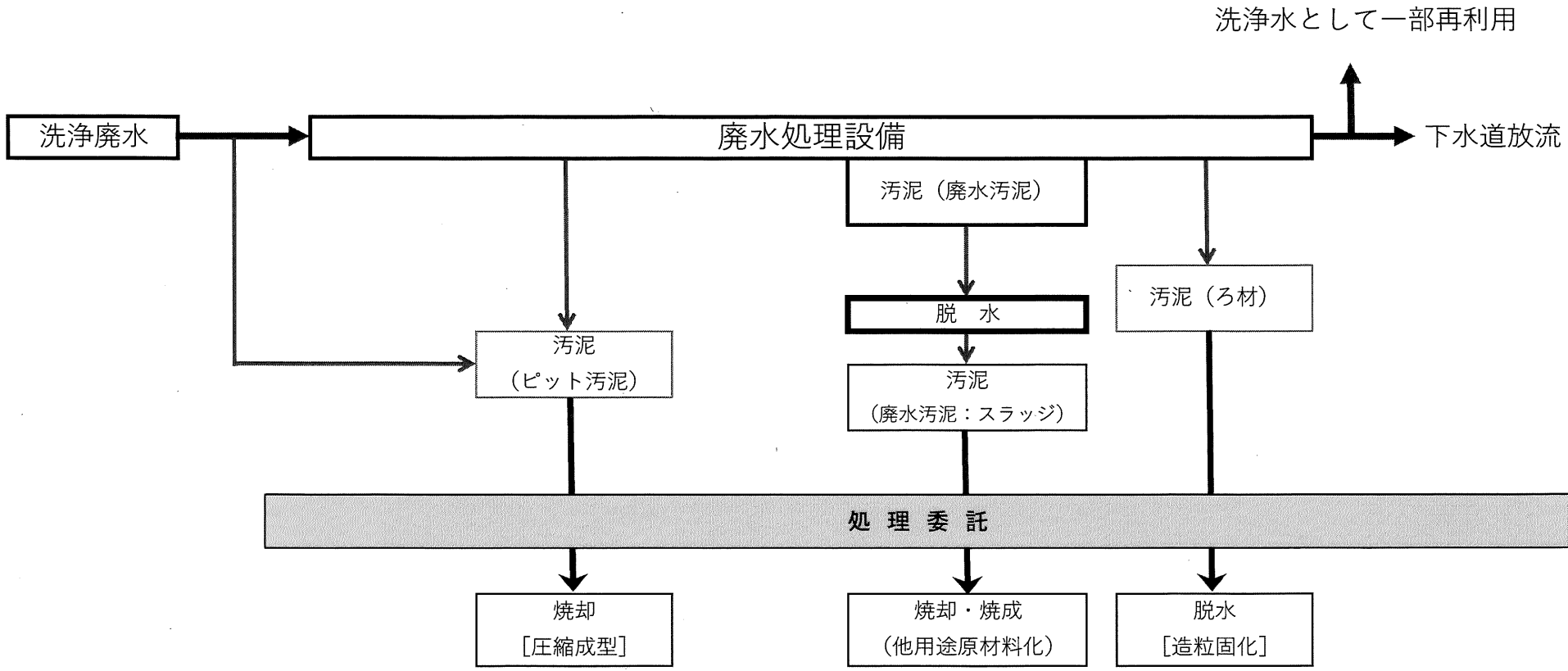
◆物流(レンタル商品回収・仕分け) ⇒ 製造(洗浄加工・乾燥・検品・梱包)



発生工程フローシート

令和4年度実績

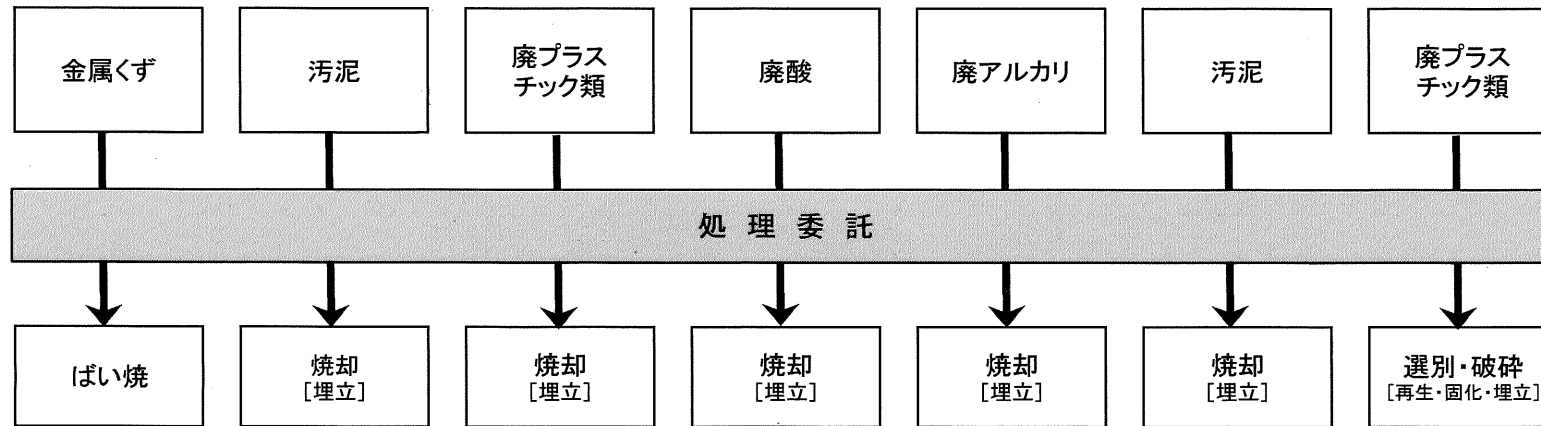
◆ 廃水処理 汚泥脱水処理



発生工程フローシート

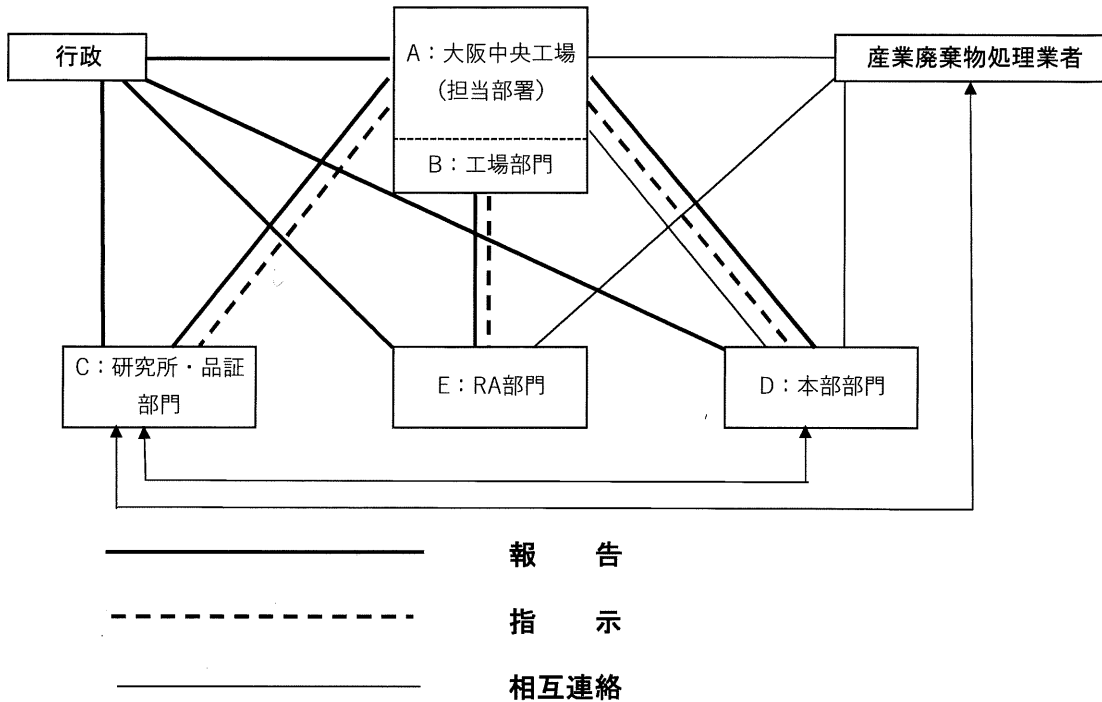
令和4年度実績

◆その他



添付資料 管理体制図及び各部署の役割

[管理体制図]



[各部署の役割]

部 門	役 割
A 大阪中央工場 (担当部署)	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの把握管理 産業廃棄物の発生工程、種類毎の発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 委託処理業者への処理状況定期的確認の実施 行政に対する報告資料作成等 処理業者との委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 各部門・部署間の調整及び指示 廃棄物の資源化、減量化及び適正管理について検討、産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 工場部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 廃水処理施設の維持管理点検等 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 上記内容をAに報告
C 研究所・品証 部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 行政に対する報告資料作成等 上記内容をAに報告
D 本部部門	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程の研究開発 産業廃棄物の適正処理費用の算出 委託料金の支払方法による業者管理 行政に対する報告資料作成等 処理業者との委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 上記内容をAに報告
E RA部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 行政に対する報告資料作成等 処理業者との委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 上記内容をAに報告